

デリバティブの祝日取引制度導入に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. システム売買実施細則の一部改正新旧対照表	5
3. ギブアップ細則の一部改正新旧対照表	7
4. 立会外取引実施細則の一部改正新旧対照表	8
5. EFP取引及びEFS取引実施細則の一部改正新旧対照表	9
6. 取引参加者に関する施行細則の一部改正新旧対照表	10

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(立会の区分及び時間) 第5条 (略) 2 (略) 3 <u>祝日取引 (第8条第2項第2号に規定する祝日取引をいう。) を行う場合における当該立会の区分及び各立会の取引時間は、前2項の規定を準用する。</u>	(立会の区分及び時間) 第5条 (略) 2 (略) (新設)
(売買注文の受付) 第6条 (略) 2 (略) 3 <u>祝日取引 (第8条第2項第2号に規定する祝日取引をいう。) を行う場合における売買注文の受付時間は、前2項の規定を準用する。</u>	(売買注文の受付) 第6条 (略) 2 (略) (新設)
(営業日及び休業日) 第8条 当社は、次に掲げる日を休業日とし、その他の日を営業日とする。 (1) ~ (3) (略) (4) <u>1月1日</u> (5) <u>1月2日</u> (6) <u>1月3日</u> (7) (略)	(営業日及び休業日) 第8条 当社は、次に掲げる日を休業日とし、その他の日を営業日とする。 (1) ~ (3) (略) (4) <u>年首3日</u> (新設) (新設) (5) (略)
2 <u>休業日においては、当社の市場における立会 (立会外取引並びにEFP取引及びEFS取引を含む。以下この条において同じ。) を行わない。ただし、次の各号に定める時間においては、この限りでない。</u> (1) <u>休業日の前日が営業日であるときの当該休業日における夜間立会の時間</u> (2) <u>立会を行う日として、第1項各号 (第1号、第2号及び第4号を除く。) に掲げる日のうち、株式会社日本取引所グループ及びその子会社 (当社を含む。) におけるシステム稼働等のために当社が必要と判断する日並びにリスク管理の観点から当社が取引を行わないことが適当と判断する日を除外して、当社が定める日 (以下「祝日取引実施日」という。) に行う各立会 (以下「祝日取引」という。) の取引時間</u>	2 <u>休業日においては、当社の市場における立会を行わない。ただし、当該休業日の前日が営業日であるときの夜間立会は除く。</u> (新設) (新設)
3 <u>当社は、祝日取引を行う場合においては、次の各号に掲げる事項を当該各号に定めるときまでに取引参加者に通知する。ただし、当社が必要と認める場合はこの限りではない。</u>	(新設)

- (1) 祝日取引実施日の予定
祝日取引実施日の属する年の前年の2月の末日
- (2) 1月から6月までにおける祝日取引実施日
祝日取引実施日の属する年の前年の6月の末日
- (3) 7月から12月までにおける祝日取引実施日
祝日取引実施日の属する年の前年の12月の末日
- 4 (略)
- 5 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者に通知するものとする。

(立会の臨時開閉)

- 第9条 (略)
- 2 前項の場合には、当社は、速やかにその旨を取引参加者に通知するものとする。

(取引の対象物品等)

- 第12条 (略)
- 2 祝日取引の対象とする商品たる物品又は電力は、前項各号に掲げるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、取引管理上の理由その他やむを得ない理由により、当社が祝日取引を行うことが適当でないと認めた取引の対象物品等は、当社が別に定めるところにより祝日取引の対象から除外することができる。

(当月限納会日及び当月限取引最終日)

- 第15条 (略)
- 2・3 (略)
- 4 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者に通知するものとする。

(新甫発会日等)

- 第16条 (略)
- 2・3 (略)
- 4 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者に通知するものとする。

(ギブアップ申出)

- 第29条 付替元取引参加者は、ギブアップの対象となる売買約定について、当該売買

3 (略)

- 4 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者及び株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)に通知するものとする。

(立会の臨時開閉)

- 第9条 (略)
- 2 前項の場合には、当社は、速やかにその旨を取引参加者及びクリアリング機構に通知するものとする。

(取引の対象物品等)

- 第12条 (略)
- (新設)

(新設)

(当月限納会日及び当月限取引最終日)

- 第15条 (略)
- 2・3 (略)
- 4 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者及びクリアリング機構に通知するものとする。

(新甫発会日等)

- 第16条 (略)
- 2・3 (略)
- 4 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者及びクリアリング機構に通知するものとする。

(ギブアップ申出)

- 第29条 付替元取引参加者は、ギブアップの対象となる売買約定について、当該売買

約定の内容及び付替先取引参加者を指定し、当社に申出（以下「ギブアップ申出」という。）を行うことができる。当該申出は、当該売買約定が成立した計算区域（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が定める計算区域をいう。以下同じ。）後のギブアップ細則に定める時限までに当社に行うものとする。

2 (略)

(ティクアップ申出等)

第30条 前条第2項の規定により通知を受けた付替先取引参加者は、当該通知に係る売買約定が成立した計算区域後のギブアップ細則に定める時限までに、次の各号に掲げる申出のいずれかを、当社に対して行うものとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(特別売買)

第34条 (略)

2～4 (略)

5 前各項の申出は、当該計算区域後の午後4時30分までに行うものとする。ただし、取引参加者端末の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(受渡日)

第63条 (略)

2 (略)

3 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者に通知するものとする。

(最終決済日)

第75条

2 (略)

3 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者に通知するものとする。

(公表事項)

第95条 当社は、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) (略)

(2) 祝日取引実施日

(3) (略)

(4) (略)

約定の内容及び付替先取引参加者を指定し、当社に申出（以下「ギブアップ申出」という。）を行うことができる。当該申出は、当該売買約定が成立した計算区域（クリアリング機構が定める計算区域をいう。以下同じ。）の日中立会終了後のギブアップ細則に定める時限までに当社に行うものとする。

2 (略)

(ティクアップ申出等)

第30条 前条第2項の規定により通知を受けた付替先取引参加者は、当該通知に係る売買約定が成立した計算区域の日中立会終了後のギブアップ細則に定める時限までに、次の各号に掲げる申出のいずれかを、当社に対して行うものとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(特別売買)

第34条 (略)

2～4 (略)

5 前各項の申出は、当該計算区域の日中立会終了後の午後4時30分までに行うものとする。ただし、取引参加者端末の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(受渡日)

第63条 (略)

2 (略)

3 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者及びクリアリング機構に通知するものとする。

(最終決済日)

第75条

2 (略)

3 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者及びクリアリング機構に通知するものとする。

(公表事項)

第95条 当社は、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)
(8) (略)
(9) (略)

2 前項の規定による公表期間は、その公表した日から起算し、第1号から第6号までは5営業日、第7号及び第8号は当日、第9号は当社が定める期間とする。

(届出事項)

第141条 取引参加者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至ったときは、遅滞なく (第15号に掲げる場合に該当するに至ったときにあっては、あらかじめ)、その旨を書面をもって当社に届け出なければならない。

(1)～(14) (略)

(15) 祝日取引実施日における取引を開始するとき

2～4 (略)

附 則

- 1 この改正規定は、令和4年9月21日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、当該日から3月以内の日で、当社が別に定める日から施行する。

(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)
(8) (略)

2 前項の規定による公表期間は、その公表した日から起算し、第1号から第5号までは5営業日、第6号及び第7号は当日、第8号は当社が定める期間とする。

(届出事項)

第141条 取引参加者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を書面をもって当社に届け出なければならない。

(1)～(14) (略)

(新設)

2～4 (略)

システム売買実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(売買注文の有効期限等) 第5条 売買注文は、取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）が指定した日（ＳＣＯにあつては、売買注文が登録された計算区域）の日中立会終了後に効力を失うものとする。ただし、指定日が当社の休業日にあたる場合 <u>（祝日取引（業務規程第8条第2項第2号に規定する祝日取引をいう。以下同じ。）を行う場合を除く。）</u> は、前営業日の日中立会終了後に効力を失うものとする。 2 (略)	(売買注文の有効期限等) 第5条 売買注文は、取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）が指定した日（ＳＣＯにあつては、売買注文が登録された計算区域）の日中立会終了後に効力を失うものとする。ただし、指定日が当社の休業日にあたる場合は、前営業日の日中立会終了後に効力を失うものとする。
<u>(売買注文の効力)</u> 第6条の2 売買注文の効力は、第5条に定めるところによる。ただし、次の各号に該当する場合の売買注文の効力は、当社がこれを失わせることができる。 (1) 祝日取引を行うとき。 (2) 業務規程第9条第1項の規定に基づき臨時に立会の停止が行われたとき。 2 前項第1号の規定に基づき当社が効力を失わせる対象は、当社が別に定める期間の範囲内で取引参加者が指定した期間が満了する日（休業日に当たる場合は、順次繰り上げる。）の日中立会終了後に効力を失う条件が付された売買注文とする。 (立会の一時中断) 第15条 (略) 2 (略)	2 (略) (新設)
3 前項に規定する当社が適当と認める時間とは、次の各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して当社が必要と認める場合には、当社がその都度定める時間とする。 (1) 第1項第1号及び第2号の規定による立会の一時中断 30秒とする。ただし、 <u>祝日取引を行う場合においては60秒とする。</u> (2) · (3) (略) 4 (略)	(立会の一時中断) 第15条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する当社が適当と認める時間とは、次の各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して当社が必要と認める場合には、当社がその都度定める時間とする。 (1) 第1項第1号及び第2号の規定による立会の一時中断 30秒とする。 (2) · (3) (略) 4 (略)
附 則 1 この改正規定は、令和4年9月21日から施行する。	

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年9月21日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。

ギブアップ細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(ギブアップの申出時限) 第3条 業務規程第29条第1項のギブアップ細則に定める時限とは、ギブアップ申出の対象となる売買約定が成立した計算区域後の午後5時30分までとする。	(ギブアップの申出時限) 第3条 業務規程第29条第1項のギブアップ細則に定める時限とは、ギブアップ申出の対象となる売買約定が成立した計算区域の <u>日中立会終了</u> 後の午後5時30分までとする。
(テイクアップの申出時限) 第4条 業務規程第30条第1項のギブアップ細則に定める時限とは、テイクアップ申出の対象となる売買約定が成立した計算区域後の午後5時45分までとする。	(テイクアップの申出時限) 第4条 業務規程第30条第1項のギブアップ細則に定める時限とは、テイクアップ申出の対象となる売買約定が成立した計算区域の <u>日中立会終了</u> 後の午後5時45分までとする。
附 則	
<p>1 この改正規定は、令和4年9月21日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年9月21日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。</p>	

立会外取引実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申出時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 祝日取引 (業務規程第8条第2項第2号に規定する祝日取引をいう。) を行う場合における申出時間は、前項の規定を準用する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この改正規定は、令和4年9月21日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年9月21日から施行することが適当でないとき当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。</p>	<p>(申出時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(新設)</p>

E F P 取引及びE F S 取引実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申出時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 祝日取引（業務規程第8条第2項第2号に規定する祝日取引をいう。）を行う場合におけるE F P 取引及びE F S 取引の申出時間は、前項の規定を準用する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この改正規定は、令和4年9月21日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年9月21日から施行することが適当でないとき当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。</p>	<p>(申出時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(新設)</p>

取引参加者に関する施行細則の一部改正新旧対照表

新	旧																								
<p>(届出事項)</p> <p>第16条 業務規程第141条第1項各号の届出は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 業務規程第141条第1項第15号に該当したとき 祝日取引に係る取引の開始等に関する届出書</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この改正規定は、令和4年9月21日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年9月21日から施行することが適当でないとき当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。</p> <p>別表 (様式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>申請書等</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第16条第1項 第17号</u></td> <td><u>祝日取引に係 る取引の開始 等に関する届 出書</u></td> <td><u>様式34</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条項	申請書等	様式	(略)			<u>第16条第1項 第17号</u>	<u>祝日取引に係 る取引の開始 等に関する届 出書</u>	<u>様式34</u>	(略)			<p>(届出事項)</p> <p>第16条 業務規程第141条第1項各号の届出は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別表 (様式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>申請書等</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条項	申請書等	様式	(略)			(新設)	(新設)	(新設)	(略)		
条項	申請書等	様式																							
(略)																									
<u>第16条第1項 第17号</u>	<u>祝日取引に係 る取引の開始 等に関する届 出書</u>	<u>様式34</u>																							
(略)																									
条項	申請書等	様式																							
(略)																									
(新設)	(新設)	(新設)																							
(略)																									